

# 成長力底上げ戦略（基本構想）〔抜粋〕

平成19年2月15日  
成長力底上げ戦略構想チーム

## Ⅱ. 戦略の基本構想

### 2 就労支援戦略

#### ◎ 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

— 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

このため、平成19年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、関係機関間や産業界等との連携を図りつつ、本計画を実施する。

#### （1）『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

##### ① 具体的目標の設定

- ・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら本計画を推進する。

##### ② 推進方策の計画的な実施

- ・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等を対象とした就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を進める。19年度～21年度を集中戦略期間として施策の展開を図る。

#### 〈主な施策〉

##### ○ 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

- ・ 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- ・ 各省庁・各自治体において、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大
- ・ 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開
- ・ 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を全自治体で策定
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

##### ○ ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ・ ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム」の体制・機能強化
- ・ ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者（生活保護・母子世帯）の就職率を60%に引き上げ

##### ○ 障害者雇用促進法制の整備

- ・ 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

## ○ 関係者の意識改革

- ・ 企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

## ○ 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ（後述）

### (2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
  - ① **「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進**
    - ・ 平成19年度中にすべての都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指す。
  - ② **企業的な経営手法の活用**
    - ・ 民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。
  - ③ **工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置**
    - ・ 障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。